

鳥取県告示第143号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
竹崎 好範	鳥取市湖山町東四丁目62	とっとり中央整骨院	鳥取市湖山町東四丁目62	平成24年2月17日
橋尾 友香	鳥取市吉成南町一丁目4 -22	株式会社フレアスふ れあい在宅マッサージ	鳥取市南吉方一丁目114 -3	”